

審 議 経 過

令和3年度 第2回伊万里市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日時：令和4年3月25日（金）

14：00～15：30

場所：伊万里市役所 第3会議室

	団体名	委員氏名	出欠
1	伊万里市老人クラブ連合会 会長	中島 馨	
2	一般社団法人伊万里・有田地区医師会 顧問	水上 忠弘	出
3	伊万里・有田地区歯科医師会 会長	吉永 信秀	欠
4	伊万里有田薬剤師会 会長	岡村 優治	出
5	社会福祉法人 伊万里市社会福祉協議会 事務局長	中野 大成	出
6	社会福祉法人長生会 特別養護老人ホーム長生園 園長	吉富 達夫	欠
7	社会福祉法人伊万里敬愛会 敬愛園施設長	下平 富雄	出
8	社会医療法人謙仁会 山元記念病院 地域医療連携施設 課長	松本 朋子	出
9	公益社団法人伊万里市シルバー人材センター福祉家事援助 コーディネーター	山下 智恵子	出
10	ふれあいサロン 向山なごみの会 代表	松永 久美子	出

・事務局（地域包括支援センター）

松尾課長、力武副所長、川内係長、前田、西口、大庭、小野、松本

・傍聴者 なし

〔要 点 記 録〕

1. 開会

事務局 只今より、令和3年度 第2回伊万里市地域包括支援センターの運営協議
（松尾課長） 会を開催します。

2. 会長挨拶

水上会長 ≪会長挨拶≫

3. 協議事項

事務局 それでは協議に入ります。今現在、委員10名中7名に出席いただいております、
（松尾課長） 委員の半数を超えていることから設置事項第六条の規定に基づき定数に達し
ていることをご報告します。協議会の審議につきましては、要綱に基づき水
上会長に進行していただきます。

水上会長 まずは『令和3年度地域包括支援センターの主な取り組み状況』について事
務局から説明をお願いします。

事務局（力武） 初めに資料の確認をさせていただきます。≪資料確認≫
それでは説明に入ります。

審 議 経 過

（1）令和3年度地域包括支援センター事業の主な取り組み状況

ア いきいき百歳体操サポーター育成教室

事務局(川内) 資料1、1ページ目：今年度の介護予防事業、いきいき百歳体操サポーター育成教室について説明します。今年度は初めて百歳体操サポーター育成教室を開催し、改めて「かみかみ百歳体操」、「しゃきしゃき百歳体操」を詳しく学び、さらに特別養護老人ホームくにみの理学療法士の岩永先生による高齢者のトレーニング効果の理解についての講話などで2日間開催しました。まずは自分のために体操を効果的に継続していけるように、更には身近な人に学んだことを伝えてもらうよう、そして今後も楽しく続けていくための仲間作りのために参加していただきたいと思い企画いたしました。25名の参加者にとったアンケートの結果が以下の通りです。(資料1に記載)友人知人ができた、気持ちが明るくなった、動くのが楽になった、が多く見られ、以前より眠れるようになった、便通の調子が良くなった、という意見もありました。更に姿勢を気にするようになった等、運動への意欲が高まり楽しく参加されているみたいです。現在52カ所に月1回、状況確認と指導に回っています。

イ 心と体の健康度測定

事務局(川内) 2ページ目：現在、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の一環として、出前健康講座を希望のグループに実施し個別の相談にも応じています。新規事業として、くすきの杜と京都の橘大学と連携して「心と体の健康度測定会」を実施しました。4日間3カ所で189名の参加者があり、70歳代が56%と最も多く女性は80%を占めています。握力、開眼片足立ち、TUG（座って3M先を回ってまた座る）、30秒椅子立ち上がり、5M歩行、下肢筋力、筋力量、脂肪量測定、認知機能検査などを実施しました。結果は65歳以上の全国平均と比べると、どの測定項目もやや低い値を示し、特に立位バランスの指標とした片足立ち保持時間、臨床性や動的バランス歩行能力を指標としたTUG、椅子からの立ち上がり歩行の組み合わせテストが男女ともに低かったです。このことから転倒しやすい高齢者が多いことが予想されます。一方、上下肢の指標とした握力と30秒間の椅子立ち上がりテストは全国平均と見劣りしない値で、これは上下肢筋力強化を中心としたプログラムである、いきいき百歳体操の効果と推察しています。以上です。

水上会長 質問はありませんか。

いきいき百歳体操で脱落者の方は何%ですか。ほとんどの方が続きますか。

事務局(川内) 登録者は1000人程度で、コロナ禍になって必ず来る方が平均600数十名で(全体の)60%くらいです。以前の1番多い時と比べたら(減っている)…。

水上会長 姿勢を気にするだけで元気になれるので少しでも沢山の方に参加していただ

審 議 経 過

けるといいと思います。他にありませんか。では次に進みます。

ウ 市内ケアマネジャーへのアンケート結果集計

事務局(西口) 協議事項8の伊万里市内ケアマネジャーへのアンケート結果集計について説明します。

資料1、3ページ目：こちらは地域包括支援センターの事業の1つでもある生活支援体制整備事業の取り組みの一環として、昨年7月に市内のケアマネジャーを対象として配食サービスなどに関するニーズや、地域の課題・強みについてアンケート調査を実施した結果集計です。集計内容については3ページと4ページに渡っています。市内13地区あり、地域の実情はそれぞれ異なるので課題や強みについても様々な回答がありました。また、この結果集計は13地区に分けていますが、ケアマネジャーによっては行政区まで記載していただいたところもあり、そういったところについては行政区まで記載をしています。ここでは地区課題などが上がった地区の中からいくつかの回答・意見を紹介させていただきます。例えば3ページ目の上から3段目の大坪地区の課題1つ目の黒丸「ゴミ収集場所がバイパスを横断しないといけない」という意見がありました。その6段目の黒川町の課題については、「近くに買い物できるところが少ない」、「ヘルパーによる買い物はできるが、自分で選んで買い物ができない」、「地域のサロンに送迎がなく参加できない」といった意見がありました。下線が引かれている部分は移動に関する事項です。6番目黒川町の右側は強みを記載しており、「独居の方を心配してケアマネジャーや施設に連絡をしてくれた方がいる」という意見がありました。7番目の波多津町の課題の1つ目の黒丸ですが、黒川町と同様に「買い物できるところが少ないので自分で選んで買い物できない」等の意見が2件ほど上がっています。強みとしては、3つ目の黒丸に「同居家族がいる所が多く、必要になれば支援してくれる」といった意見もありました。8段目の南波多町の課題の1つ目の黒丸に「町内にスーパーがなく、買い物場所がない」という意見が3件ほどあり、強みとしては「移動販売の“とくし丸”がくるようになり、とても助かっている。ヘルパーの利用の中止や電動カーの利用中止ができた例もある」といった意見が2件ほどありました。

資料1、4ページ目：1段目、大川町の強みの一つ目の黒丸に「近隣の方との協力体制、結びつきが強い」という意見がありました。2段目の松浦町について課題に「バスが通っておらず、免許を返納したあと、買い物や病院受診が不安」、「移動手段がタクシーしかない。駅までの距離も遠い」等の意見がありました。3段目の二里町の課題として「ゴミ捨て場が近くにないので、歩いて捨てに行くことが大変」という意見が上がりました。4段目の東山代町の課題の2つ目の黒丸に「希望する通所サービスなどが送迎を理由に断られる」、

審 議 経 過

3つ目の黒丸に「遠方を理由にヘルパー利用を断られる」という意見が上がっています。5段目の山代の課題の5つ目の黒丸に「受診や買い物の際の外出の手段がない」という意見や、右側の強みの4つ目「民生委員の方が積極的に協力をしてくれる」といった意見がありました。全体的に地区の課題としては買い物できる場所がない、買い物や受診、ゴミ捨てに行くのが難しいといった意見が多く、一方、地域の強みとしては近隣の方や民生委員の方が見守りや心配して声かけをしてくれるといった意見が多かったように思います。以上です。

水上会長 質問はありませんか。

1つ質問があります。希望する通所サービス等が送迎を理由に断られるというのは、通所サービスの方が一般の人を何かの理由に協力しないとダメということですか？

事務局(西口) 例えば、山の上に住まれている方は市内から距離があるので送迎までに時間を要するので断られることがあった、という意見がありました。

水上会長 通所サービスを断られるということですか？

事務局(西口) はい。通所サービスの事業者が滝川内に住まれている方の利用を遠方であるために断られたという意見がありました。

水上会長 山代町でも希望する通所サービス等が送迎を理由に断られるということで、送迎を理由に断られるということはどういうことでしょうか。送迎できないんですか？

事務局(西口) 遠方であるために（送迎に）時間を要するという事で敬遠されてしまうという事だと思います。

水上会長 地区単位ではなく、例えば山代町の久原まで遠いからという意味合いですか？

事務局(力武) 一つ一つのアンケートを深く分析はしていませんが、例えば伊万里市の大坪や立花にある通所事業所に通いたいという方が浦之崎などにいらっしやった時に、距離が遠いということで断られたケースがあるのではないかと捉えています。

水上会長 現実的には伊万里から浦之崎に行っている方も今までに沢山いて、逆に東山代管内のうち（医院）に来ていた人もいます。なので、あまり距離というのは意識していなかったです。認識を新たにしないとダメかと思いを聞いていました。

事務局(力武) 送迎を理由に断るというのは、通所事業所としてはよくないと思います。もしかしたら何曜日がこの方面等というのを事業所ごとに作っていて、利用される方の都合と合わなかったという背景があるのではないかと考えています。

審 議 経 過

保険法では介護予防・日常生活支援総合事業として定められており、市町村が中心となり地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、両支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指すものです。下にサービスの類型とありますが、表の下の黒枠で囲った③をご覧ください。③の訪問型サービスBは住民主体の自主活動として行う生活支援です。⑤の訪問型サービスDは移送支援サービスで、移送前後の生活支援サービスです。どちらも表の1番下にあるように、サービス提供者は町内会やNPO法人等のボランティア団体で、市は補助金等により支援をするサービスとなります。伊万里市で考えている補助金の制度を3ページ目に載せています。

住民主体による「訪問型サービス」「移動型サービス」を行う団体への補助金です。左から買い物代行、調理、ゴミ出し等の生活支援を行う訪問型サービス、真ん中の通院や買い物等の移送前後の付き添いを行う移動型サービス、百歳体操や高齢者サロンなど介護予防事業への送迎を行う医療型サービスです。募集要件としては、要支援などの認定を受けている人を含む65歳以上の高齢者に対し、訪問型サービスまたは移動型サービスを提供する団体で、以下の全てに該当することとしています。実際には要件が他にもありますが、ここには主な3つのものを記載しており、「町内会、ボランティア団体など公共の利益を目的とした団体」、「市内で活動している、構成員が3名以上の団体」、「市全域または地区（コミュニティセンター）単位の住民を対象に活動できる団体」としています。補助の金額ですが、訪問型サービス、移動型サービスそれぞれに月額条件を設けて補助金を支給するようにしており、市全域の住民を対象とする場合などに加算の設定をしたいと思っています。補助金額に関しては、「車両を利用したサービスの場合、道路運送法の規定を遵守した補助とする」、「飲食代、建築工事等は補助の対象にならない」、「他の補助制度で助成を受けている経費は対象にならない」としています。1ページの※1の増額した予算のうち、230万円はこの補助の予算としており、訪問型サービス1カ所、移動型サービス2カ所への補助を想定しています。以上です。

水上会長 補助金額の総額が決まっていますが、運営日額の上限というのはまだ分からないでしょうか？

事務局(力武) 上限額は包括支援センター内では決定をしていますが、まだ市長決裁まで下りておらず、4月以降から開始する予定なので募集する時にはもう決定しているような状況です。

水上会長 満足できる金額ですか？

事務局(力武) この事業は介護保険制度の一つで、伊万里市以外でも他市でも実施されてい

審 議 経 過

ます。他市の例を参考に大体同じになるような感じで設定をしています。

水上会長 はい。参考にする相手を選んで下さい。

次に『令和4年度介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の選定』について事務局から説明をお願いします。

（3）令和4年度介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の選定

事務局(前田) 令和4年度介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の選定について説明します。

資料3：下半分の四角で囲んだところに介護予防支援サービス事業に係るマネジメント事業を委託する居宅介護支援事業所の選定基準を載せています。こちらの3において、選定した居宅介護支援事業所は、運営協議会の承認を受けるものとする、となっていますので、今回議題に挙げています。裏面の1番～23番までの事業所については、第1回の運営協議会でお諮りし承認をいただいておりますが、今回は追加のあった事業所について説明します。星印をつけている24番～26番の3事業所が新たに追加した事業所です。こちらについては、伊万里に住所を置いたまま一時的に住まいを市外に移されている方がいらっしゃるのでも市外の居宅介護支援事業所に委託しています。令和4年度についても既に利用されている方の心身の状況等を熟知している事業所に委託することで利用者の利便性を図り、スムーズな介護予防サービスの提供を行うことができると思うので、掲載されている26事業所に引き続き業務の委託を行いたいと考えています。以上、承認の審議をお願いします。

水上会長 承認問題ですが、何か質問はないですか。

市外の人を頼む時は向こう（市外）に行っているのでもお願いするしかありませんが、期間などはありますか？例えば、何年もこちらに住所を置いている人が向こう（市外）に行ったら1年以内とか。基準みたいなものはありますか。

事務局(前田) 期限はありません。

水上会長 はい。他にありませんか。それでは承認ということでもいいでしょうか。

《はい。》

それでは承認したいと思います。

次に『高齢者虐待の防止及び早期発見に向けた取り組み』について意見交換となっていますが、まずは伊万里市の取り組みについて事務局からお願いします。

（4）高齢者虐待の防止及び早期発見に向けた取り組みについての意見交換

事務局(西口) 資料4の高齢者虐待の防止及び早期発見に向けた取り組みについて説明しま

審 議 経 過

す。

根拠法令は高齢者の権利擁護の権利利益の擁護に資することを目的とする「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待法）」であり、平成18年の4月に施行されています。

イは令和2年度の相談・通報件数と虐待判断件数です。高齢者虐待は下の表にもあるように、要介護施設従事者等による虐待と養護者による虐待、大きく2つに分類されます。令和2年度については、佐賀県では施設等の虐待に関しては21件の相談・通報の受付があり、うち8件が虐待の事実ありと判断されています。佐賀県の養護者による虐待については、令和2年度121件の相談・通報が受付されて、うち35件が虐待の事実ありと判断されています。本市では令和2年度施設虐待の相談・通報件数は0件でした。一方、養護者による虐待については16件の相談・通報が寄せられ、うち9件虐待の事実ありと判断しました。

下のウは、本市の取り組み状況です。事業所を対象とした取り組みとしては、①伊万里市コミュニティケア会議にて高齢者防止研修を開催しています。このコミュニティケア会議は、多職種協働による地域包括支援ネットワークであり、ネットワークの構成員としては、介護保険サービス事業者、医療機関、民生委員、行政機関などがおり、この虐待防止研修に関しては構成員登録されていない方々にも案内し、より多くの方に受講していただくように努めています。②介護保険施設および医療機関にて高齢者虐待防止研修を実施しています。保険者である市の長寿社会課介護給付係や地域包括支援センターの職員が講師となり、研修依頼があった施設・医療機関等で職員向けの研修を行っています。事業所を対象とした取り組みの③「伊万里市高齢者見守りネットワーク事業」による見守りを行っています。この事業の趣旨に賛同・登録をいただいた協力事業者などに普段の生活や日常業務の中で地域の高齢者をさりげなく見守っていただき、「いつもと違うな」「おかしいな」など気づいたときに地域包括支援センターに連絡をしてもらう取り組みです。

下の（イ）市民に対する普及・啓発として、「介護保険活用ガイド」及び市地域包括支援センターのチラシで虐待等の早期発見のための相談窓口を周知しています。

（ウ）権利擁護のための金銭管理などに関する支援として、①社会福祉協議会が実施主体の日常生活支援事業（通称：あんしんサポート）への支援に繋がったり、②成年後見制度の紹介または市長の申立ての支援を行っています。この「市長申立て」とは、成年後見制度の利用が必要な状況であることにも関わらず、高齢者本人や本人家族とともに家庭裁判所への申立てを行う事が難しい場合に、特に必要がある時には市長が申立てすることができるものにな

審 議 経 過

ります。

今後の新たな取り組みについては大きく二つに予定しており、①過去に高齢者虐待の相談及び通報が寄せられた養介護施設に対する事後評価の実施、②市報（令和4年4月号）で相談窓口の電話番号を周知予定としています。以上です。

水上会長 取り組みについて説明してもらいました。委員の皆様から高齢社虐待防止について、事業所での取り組みを紹介してほしいと思います。

虐待は最近増えていると思います。去年、伊万里では相談通報が16件、虐待と判断したものは9件とありましたが、去年よりも増えていますか？

事務局(力武) 伊万里市は増えたり減ったりです。この4年間で紹介します。

	平成29年	30年	31年	令和2年
相談件数	11件	8件	13件	16件
虐待判断	2件	6件	4件	9件

このように、相談件数は少しずつ増えてきているような状況です。

水上会長 この虐待は身体的、経済的、精神的、全体なものになりますか？

事務局(力武) この9件の内訳では、経済的虐待3件、身体的虐待5件、重複している事例もあります。介護放棄が1件、心理的虐待が3件です。

水上会長 ありがとうございます。

では意見を伺いたいと思います。謙仁会の松本さんからお願いします。

松本(謙仁会) 当院に搬送されてくる患者様で身体的虐待を疑う方はあまりいないです。褥瘡のでき方がおかしかったり、自宅に介護者がいるのにも関わらず褥瘡が多発されている方については連携室に話があるので、その場合には地域包括に介入があるか相談をさせていただいています。あとは、ケアマネがついている方が多いので、ケアマネに自宅での状況を聴取してネグレクトが疑われるという事をおっしゃる場合は、その時に包括に相談をされているかを聞き、まだ(相談)していないとおっしゃれば「疑いであっても包括に相談してはどうでしょうか」と促したりしています。入退院支援をしていく中で、一番疑われるのが経済的虐待です。「年金を充てにしている」とはっきりおっしゃる方もいらっしゃるのですが、その場合がすごく悩ましいところではあります。あまりにも不安がある場合は包括に相談させてもらったりしています。法人内では、2か月に1回、医療安全の研修会を行っており、今年度は2月に当院の院長が「児童高齢者虐待」といった演題で研修会を行い、その中で高齢者虐待防止法の話や虐待がどういったものなのかなどの定義から話をさせていただきました。こういった研修会を年1回でも継続して続けていく必要があると思っています。以上です。

水上会長 うちでも、褥瘡の話があったりします。今言われた中で、高齢者の年金の充て

審 議 経 過

にしているというのは結構多いと感じています。高齢者の方が自分の年金を扱っている（管理している）方よりも、子どもが取り上げてしまっているところが多いです。そういう意味では、自由に使えないというところではある意味虐待になるのではと思います。そういうのはどうでしょうか。皆様方（訪問に）行かれていて金額的な問題、本当に預かっている人と、（介護者が使ってしまう）医療費などが滞っている場合もあり、そういう形で金銭面のトラブルは入っていませんか？

事務局(力武) 経済的虐待の中にはそういうケースもあります。

水上会長 多いですか？

事務局(西口) 多いと感じています。身体的よりも経済的が多く、そこから成年後見制度の市長申立てに繋がるケースがこの数年で多いです。本人さんの財政管理能力や判断能力がだんだん低下してきてご家族が管理をされ、その管理されているものが高齢者本人のサービス利用や医療費の支払いに問題なく支払われている場合は大きな問題にはならないこともありますが、滞納や使われる金額がギャンブルとか、そういったところに使われているケースもありました。なので、管理されているものがどう使われているかというのを、私たちが事実確認のときの指標にしています。

水上会長 (年金を)パチンコに使ったり、医療費を払わないというのは私たち病院側からすると虐待です。そういうのはどうでしょうか。敬愛園の下平さん、お願いします。

下平(敬愛園) 最初に質問があります。イ. 令和2年度の相談・通報件数及び虐待判断件数で、虐待判断が35件、本市が9件ということで、人口割合でいうと多いということになりますか？

事務局(西口) 市町の担当に問い合わせをしたところ、市町の取り組みについて積極的に行っている市町と、そうでない市町の差があり、件数としては伊万里は多いですが、それだけ民生委員さんや医療機関からの通報・相談をいただいて動けている件数が多いというのも背景にあると思っています。ケアマネジャーの方からも相談をいただくことも多く、警察や消防の方からも介護放棄が疑われるような相談も多く寄せられます。そういった介護放棄疑われているような相談も多く寄せられているので相談件数が増えて虐待判断件数の増加にも繋がっているのではと思っています。

下平(敬愛園) 他の市町よりも(伊万里市は)精力的に動かれて、きちんと判断をされているということでしょうか。事業所で受け入れをしたケースが何件かありましたが、この9件の中には入っていますか？

事務局(西口) これは令和2年の数字になるので入っていません。養護者の方と一緒に高齢者を齟齬させる事が危険だと思うときに介護保険施設の方にも分離に対して

審 議 経 過

のご協力をいただいています。

下平（敬愛園） では来年度、ここの数字に入りますか？

事務局（西口） はい。

下平（敬愛園） こちらに急遽受け入れというケースもあります。でも虐待と言いますが、そのご家族の方は、施設が受け入れをした後に着替えを持ってきたり、大丈夫かという連絡をされたり、手続きで（来た時に）面会に行きたいなど、そういうことはされます。なぜそういう方が虐待になるのかと思ったところ、その介護される方が（介護に対して）知識がなく相談する相手がいなかったり、介護疲れというか。そういった大きな要因があるんじゃないかと思っています。

（ご家族と）面談しても悪い人ではなく、違和感がない人たちです。でも介護疲れがこういう大きな問題になっているのではないかと思っています。高齢になると自分で思うようにできなくなってきたり、介護を受ける人、介護をする人が言い合いになるケースがよくあります。介護に対する認識やあり方を広めていく必要があるんじゃないでしょうか。経済的虐待については、利用料を引き落としができない人がたまにいます。それで（ご家族に）電話すると「次の年金まで待ってください」と言われ1回目は待ちますが、2回目（滞納）になると家族の方を呼んで「生活できない。命に係わる事だから。年金を使うとご両親が生きていけない」と強い言い方をします。年金は両親のお金と認識が弱く、「家族のお金だからよかろうもん」といった印象を受けています。以上です

水上会長 虐待には裏がある場合がよくあります。何年か前に通販で次から次に買い物をしている認知症の方がいて、その度に家族が毎晩怒っていて近所の方から通報がありました。（通報）電話がなかったら終わってしまうので、虐待の裏に何かあると思って、何が原因か調べてみるのは大切です。伊万里の件数が多いというのは、市がそれだけ熱心に取り組み、相談しやすい雰囲気を作っているということではないでしょうか。岡村先生、薬剤師として意見はありませんか。

岡村（薬剤師） 薬局で虐待を聞く機会は少ないですが、ご家族の方が薬を貰いにきて「最近ちょっと大変になって…」みたいな感じの愚痴を言われる方もいます。「包括支援センター（に相談）や介護認定を受けてみますか？」と声かけをすると「いや、まだ。もうちょっとしたら…」と言われて…。割と早い時期から行かれたほうが後々で困ってからではバタバタしてしまうと思うんですが…。コミュニティケア会議に参加をさせていただき、虐待の話を年に1回くらいされて、「虐待したらいかん」というのは分かるので、虐待したときにバレたらこういう“しっぺ返し”みたいなものがあるというのを具体的にあげたいと思います。（虐待をすると）大変になるから、実際にやっている人は止めて

審 議 経 過

おこうかなと思ったりするのではないのでしょうか。実際、匿名で通報があった場合はどういう流れで施設などに情報を与えるんですか？

事務局(西口) 施設虐待の相談通報をいただいた際は、養護者（ご家族）に関しては包括支援センターだけで動くことが多いですが、施設側に関しては長寿社会課の介護給付係や高齢福祉介護認定係と、施設の種類によってどの係を組むか、二係で包括支援センターと他の係で動くようになっています。こういった相談が寄せられたということで情報共有を設け、事実確認の方法をどういった形で取るか、県に協力を求めるかどうか、過去に県から監査で指導が入っていないかの確認、虐待の疑いがある施設の方に事実確認の調査が続きます。その中で職員から聞き取りを行い、入居されて利用者の方から判断能力が様々いらっしゃると思いますが、いろんな方に聞き取りをさせていただきます。また、保管されている書類等の確認をさせていただいて総合的なところの事実確認を行います。その後に虐待判断会議を行い、事実があったかどうかの確認を行い、虐待があったと分かったところで市からのペナルティはないですが、場合によっては（虐待の）程度により県の指定を取り消されたりなどがあります。もし虐待の事実がなかったとしても、不適切な介護が認められるというときには改善を要する事項ということで、こちら側から報告に対する指導を行い、施設のほうから指導事項について「こういうふうに改善をします」という書類をいただくようにしています。以上です。

水上会長 受け取る方の強さ弱さで虐待も変わると思います。受ける側が弱くなり、ちょっとしたことでもいじめになってしまいます。そういう形で虐待の定義みたいなものを判断するときに利用することはありますか？これは虐待よね、というふうな反省の仕方をするのか、それとも一般的にこれは虐待と決めるのか。例えば入院費だと、ほとんどの方が自分たちの年金では払えないので、家族の誰かが払っていると思います。すると、（入院が）長くなるとだんだん声が高くなってきます。それで（高齢者が）言うことを聞かないと声も荒くなる。どこまでいったら虐待なのか、虐待の定義はありますか？

事務局(西口) 細かくどこまでといった指標はなく、私たち専門職が客観的に判断します。虐待を受けたと思われる高齢者の方の意見や、ご家族の方の双方から聞き取りをして、客観的な判断を行い、虐待を受けたと思われる高齢者の方がお気持ちを発することができなかつたり意思表示ができない場合には、医療機関の方に傷やアザがどういう状況で起こり得るのかということを確認します。

水上会長 そこまでいけば分かります。例えば、その高齢者の方が「ウチんとはそがん言うとき！」と言い、全然気にしない人は大丈夫。同じ場合でも、「おはよう」と喋るのも「あの人とご飯も食べとうなか」というのも虐待になると思います。同じ言葉でも受ける側で違って、両方聞かないとおかしくなります。そ

審 議 経 過

ういった判断基準みたいなものはありますか？

事務局(西口) 細かいところの部分はないです。本人の長谷川式スケールの点数なども参考にしています。あとは、地域包括支援センター内で判断会議を行う際に、各自がどう感じているかというところで総合的な判断を行うようにしています。

水上会長 適切な判断だと思うのでよろしく申し上げます。社協の中野さんはどうですか？

中野(社協) 社協では自立支援や生活困窮者支援事業がありますが、こんなにも相談される方が多いのかと思うくらい相談がたくさんあります。でも基本的には、もう経済的に困っていらっしゃる方がほとんどで。コロナの関係など色々な影響を受けて困窮に陥る方がかなりいるので、できるだけ貸付事業等を最大限に拡大したうえで貸付支援を行っています。年金を充てにされている息子(ご家族)さんや、全く収入がなくこの方はどうやって暮らしているのかという方もいらっしゃり、そういう方がゆくゆくは虐待などに繋がるのかなと思っています。包括や他の所からも相談を受けて、社協でもできるだけその方にあつた支援をしています。これはちょっといかんとし難い、というような方々もいらっしゃって。こちらは支援しているつもりでも、相手は支援と取っていないというようなこともあります。そういった方に限って、家庭内でイザコザが多かったり、親の年金を使い込まれていたり、医療費や施設の利用料も債務があります。私共も出来る支援が限られていますが、できるだけ一人一人の方々に合わせたような形で相談を受けて繋げられる機関にできるだけ繋ぐ形で虐待を防いでいきたいと思っています。権利擁護で“あんしんサポート”を社会福祉協議会で行っていますが、この件数も増えてきています。4人の支援員で対応をしています。1人15件～20件くらい持っています。そういった方々も今後増えると思います。“あんしんサポート”は金銭管理だけになるので、成年後見制度に繋がるような形で社協も貢献をしていければと思っています。以上です。

水上会長 困ったこと、この場で協力お願いすることはないですか？

中野(社協) どこにどう相談すればいいのかという方もいらっしゃって。相手が支援を拒否することもありますが見て見ぬりはできないので、どうにか入り込まなければいけないと工夫をしているところです。

水上会長 これから先、連携が必要になってくると思います。何か困ったことがあれば、その都度相談して下さい。よろしく申し上げます。シルバー人材の山下さんお願いします。

山下(シルバー人材) 現在、会員205名(男性113名、女性92名)で活動しています。会員の平均年齢は74歳。元気な方がほとんどで金銭管理等は自身でされている方が多く虐待は見受けられないですが、就業している会員の皆さんが高齢者な

審 議 経 過

ので、会員向けに総合相談窓口を開設しています。主に就業相談や仕事に対する苦情の相談を受け、その際に普段の生活の聞き取りを行っています。また、ご依頼されるお客様にも高齢者の方がいらっしゃり、その際は職員が下見や訪問をしています。その際に自宅に入っておかしいと思うときは地域包括支援センターに連絡をしています。今後もシルバーでは見守りも含めて行いたいと思っています。以上です。

- 水上会長 見ていておかしいと思う方はいらっしゃいますか。
- 山下（シルバー一人材） います。息子さんと一緒に暮らしていて家の掃除を頼まれるが、息子さんはお母様の介護をしていないような…。
- 水上会長 そういう時はポイントとなる動作、表情などがありますか。
- 山下（シルバー一人材） 家の中に入ったときの匂い、散らかり方。掃除もシルバーで入る感じではないときは地域包括支援センターに相談して介入してもらい、引き受けるかどうかの判断をしています。以上です。
- 水上会長 はい。ふれあいサロンなごみさんもお願いします。
- 松永（向山なごみの会） 山代町の西部の地区の向山の百歳体操をしており、週に1回、百歳体操で地域の方々が公民館に集まっています。登録者は15名程ですが、毎回の参加者は10名程で全員女性の方です。月に1回サロンを開きゲームや弁当を取って、3月はひな祭り会をやったりと親睦を兼ねたものを行っています。体操が終わった後に雑談などをするときには自分の体の不調や家族の話を聞きますが、虐待の話は私の耳には入ってこないです。地区の区長ももっていて70世帯あり、定期的に地区を回っており、その中で高齢者の一人暮らしの所には民生委員さんにも回ってもらい、お変わりがないかと情報交換をしますが、そこでも今のところ虐待の話はないです。以上です。
- 水上会長 なかなか難しい問題で受け取る側の問題で。人間なので感情が全部入っていると思います。失敗すると世話をしている人達の方まで今後影響を及ぼしてくることがあり、なるべく慎重に扱っていただきたいと思います。他に何かありませんか。皆様方、ご回答ありがとうございました。

4. 連絡事項

地域包括支援センターの電話番号増設について（令和4年4月1日から）

- 事務局(力武) 地域包括支援センターには2係あり、これまでは1本の電話番号で対応していたが、本年4月1日からは2つの係それぞれの電話番号になり増設することになりました。今までの23-2155に電話をされても隣の係であるため間違いではなく、そのまま転送手続きをとらせていただきます。

◆高齢者総合相談や権利擁護に関すること（包括支援係）23-2122※増設

◆百歳体操や要支援者などの予防プランに関すること（介護予防係）23-2155

審 議 経 過

5. 閉会

事務局(松尾) 以上をもちまして令和3年度第2回地域包括支援センター運営協議会を閉会
します。ご協力ありがとうございました。